

知ろう！ 広げよう！

こ ども の けん り 権利

<小学校4～6年生のみなさんへ>



よこ す か し
横 須 賀 市

よこ す か し きょう いく い いん かい
横 須 賀 市 教 育 委 員 会

子どもの権利について、考えよう。



全ての子どもは、しあわせに生きる権利・育つ権利をもっています。横須賀市では、子どもたちのすこやかな成長を市民みんなで見守り、支えていくための条例をつくりました。（令和4年(2022年)7月）平和で安全・安心に生活ができ、みんなが幸せに暮らせるように、このパンフレットを読んで考えてみよう。

たっぷり遊ぶ。ゆっくり休む。それはあたり前のことなんだ。



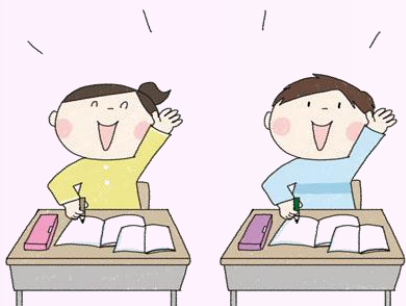
あなたは、つかれたなと思うことがありますか。そういうときは、ゆっくり休んで元気になるのがよいのです。自分に合った遊びやレクリエーションをさがすのもよいです。生活を楽しくすることは大切なことです。

楽しく勉強できる学校がいいな。

あなたは学校が楽しいですか。友達といっしょに勉強したり、話したり、遊んだりするのが学校です。あなたが学校で生き生きと生活できるように、学校の先生やまわりのおとなたちに助けをもらうことができます。



子どもだって思ったことは言いたいよ。



あなたは「私の話も聞いてよ」と言いたい時はありませんか。

子どもだって、自分の考えを持っていますよね。だから、子どもだって自分の考えや気持ちを自由に表してよいのです。

そして同じように、あなたも、まわりの人たちの話をじゅうぶんに受け止めてあげてください。

もちろん、他の人を傷つけるようなことはしてはいけません。



人のものを勝手に見ないでね。

あなたには自分だけの秘密があるでしょう。友達から来た手紙、メール、毎日つけている日記、他の人には見られたくないですよね。あなたの秘密を勝手に見ることは、だれであっても許されないことです。

障害のある子もない子も、みんな大切にされます。



あなたのまわりには、うまく動けなかったり、うまくしゃべれなかったりする子はいませんか。その子は楽しみをうばわれたり、したいことをさせてもらえなかったりしていませんか。それはおかしいことです。おなじ子どもなのですから。

だれかが困っているときは、まわりの人が手助けをすればよいのです。あなたも手助けしましょう。

みんなとちがうからって差別をしてはいけません。

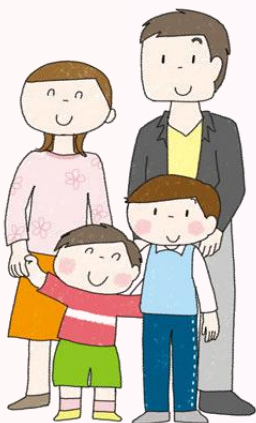
あなたには他の人とちがうところがたくさんあるでしょう。ちがうことをいやだと思ったり、ちがうことでいじわるされたりしたことはありませんか。

ちがうことをいやだと思する必要はありません。

あなたはこの世の中にたった一人しかいないのです。

あなたの代わりはだれもいません。あなたは大切な人なのです。

一人一人ちがうけれど、同じようにみんな大切な人なのです。「男だから女だから」とか、「ひふの色がちがうから」とか、「体が不自由だから」というように、ちがいによって差別をしてはいけません。



いちばん大切なものは命です。

子どもには、だれだって大切に育てられる権利があります。

あなたのことを育てている人はあなたを大切にしてくれますか。

親でも、どんな人でも、あなたを育てているからといって、あなたに暴力をふるったり、心を傷つけたりしてはいけません。

大人は弱い子どもが大人になるまで責任を持って大切に育てなくてはならないのです。子どもは世界の宝です。

すべての人に、生きる権利があります。

一人一人の命の大切さを、もう一度見つめ直しましょう。

保護者のみなさんへ

国際条約と**横須賀市条例**により、子どもの権利は保障されています。

子どもに関わる大人やすべての市民が子どもの権利を理解し、その子どもにとって最も望ましい生き方が尊重される社会の実現を目指す必要があります。

このパンフレットは、子どもたちと一緒に、学校で、家庭で、地域で、「すべての子どもたちが、幸せに生活できることとは何か」について考えていくために、ご活用いただければと思います。

◎「**児童の権利に関する条約**」（略称：子どもの権利条約）

平成元年(1989年)に国際連合で採択され、日本は平成6年(1994年)に条約締結国になりました。

世界中の人々が、子どもが幸せになるためにはどうしたらよいのかということを考えて作った大切な条約で、「子どもだからといって無視しないで。わたしたちの権利を守って」という子どもから大人へのメッセージです。

大人は責任を持って、子どもたちを大切に育てなければなりません。

日本をはじめ、世界のすべての国で安心して生活できる社会を実現できるように、みんなで力を合わせて、できることから行動に移していくことを願い、制定された条約です。

◎「**横須賀市子どもの権利を守る条例**」

横須賀市では、令和4年(2022年)7月に『横須賀市子どもの権利を守る条例』を施行しました。

子どもも一人の人間として様々な権利を有し、一人一人の個性は当然のこととして尊重されます。「子どもが保護者の愛情のもとに生まれ、地域や学校など多くの関わりの中で人間として成長していく。」それを見守り、支えるために、子どもに関わるすべての市民がそれを実践するための指針となる条例です。

<参考> 条例の解説

<https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/3910/jourei.html>



～あなたの悩みを相談したいなら～

● **子どもの人権110番**

(平日/8時30分～17時15分)

☎ **0120-007-110**

● **こどもの悩み相談ホットライン**

(月・水・金/9時～17時)

☎ **046-822-6522**

● **横須賀こころの電話** (平日/16時～23時 土・日・祝日/9時～23時)

☎ **046-830-5407** ※毎月第2水曜日、16時～翌朝6時

● **横須賀市児童相談所** (平日/8時30分～17時)

☎ **046-820-2323**

● **こども青少年相談** (平日/9時30分～17時)

☎ **046-823-3152**

～「**子どもの権利**」解説リーフレット～

編集 横須賀市教育委員会

学校教育部教育指導課

☎ **046-822-8479**

発行 横須賀市市長室

人権・ダイバーシティ推進課

☎ **046-822-8219**

〒238-8550

横須賀市小川町11 番地

- このリーフレットは、人権啓発活動地方委託費を活用しています。
- 6,700部印刷し、1枚11円で製作しました。
- 再生紙を使用しています。

令和4年（2022年）7月発行